

さいたま市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 31日

さいたま市長

清水 勇人

さいたま市規則第48号

さいたま市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の給料等の支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第6条 条例第18条第1項ただし書の場合の減額すべき給与額は、勤務しなかった月の分の給料、<u>第一種初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当の全額とする。</p> <p>第7条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以後の給料、<u>第一種初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料、<u>第一種初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 条例第23条の規則で定める手当は、<u>第一種初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第6条 条例第18条第1項ただし書の場合の減額すべき給与額は、勤務しなかった月の分の給料、<u>初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当の全額とする。</p> <p>第7条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以後の給料、<u>初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料、<u>初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 条例第23条の規則で定める手当は、<u>初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。